

dポイント付与・使用に関する規約

dポイント付与・使用に関する規約（以下「本規約」といいます。）は、ドコモの火災保険（すまいの保険）におけるdポイント付与および同保険の保険料の払込みにおけるdポイント使用に関する事項を定めたものです。

（注）ドコモの火災保険（すまいの保険）は、日新火災海上保険株式会社を引受保険会社とする火災保険です。

本規約において特別の定めのないものについては、「dポイントクラブ会員規約」の定めに従うものとします。

<dポイントクラブ会員規約>

<https://dpoint.docomo.ne.jp/instruction/agreement/index.html>

I. dポイントの付与

1. 対象商品

ドコモの火災保険（すまいの保険）

2. 対象者

対象商品の契約者

3. ポイント付与者

日新火災海上保険株式会社（以下「当会社」といいます。）

4. 付与条件

対象商品を契約する場合で、以下の条件を全て満たすときに付与します。

- （1）契約の申込時からポイントの付与時期まで継続してdアカウントユーザーかつdポイントクラブ会員であること
- （2）付与判定日までに契約が締結されていること
- （3）付与判定日までに契約の取り消し、解約または解除がされていないこと

5. 対象保険料

契約時の保険料（保険料を分割で払い込む契約の場合、保険料の総額とします。）

（注）契約が自動継続される場合は、継続時の保険料
ただし、以下の保険料は、ポイント付与の対象外となります。

- ・地震保険の保険料
- ・保険期間中の契約内容変更による追加保険料

6. 付与ポイント

対象保険料の1%

(注)

- ・ポイント倍率アップのキャンペーンなどは適用されません。
- ・小数点以下は切り捨てとなります。

7. ポイント種類

通常ポイント

8. 付与上限

1 契約につき、保険期間に応じて以下のとおりとします。

- ・保険期間 1 年：3,000 ポイント
- ・保険期間 5 年：15,000 ポイント（1 保険年度ごとに分割して付与します。）

9. 付与判定日

保険期間に応じて以下のとおりとします。

- ・保険期間 1 年：保険始期日の属する月の 3 か月後の末日
- ・保険期間 5 年：（初年度）保険始期日の属する月の 3 か月後の末日
（2 年度目以降）各保険年度の始期応当日^(注)
（注） 応当日がない場合は、応当月の末日とします。

10. 付与時期

保険期間に応じて以下のとおりとします。

- ・保険期間 1 年：保険始期日の属する月の 5 か月後の 10 日頃
- ・保険期間 5 年：（初年度）保険始期日の属する月の 5 か月後の 10 日頃
（2 年度目以降）各保険年度の始期応当日^(注)の属する月の翌々月 10 日頃
（注） 応当日がない場合は、応当月の末日とします。

11. その他の注意事項

- (1) d ポイントの有効期限や保有ポイント数は、d ポイントクラブサイトなどで確認いただけます。
- (2) 契約申し込み後にお客さまが d ポイントクラブ会員を脱会した場合や、再入会により d ポイントクラブ会員番号が変更となった場合、d ポイントは付与されません。
- (3) ポイントは契約時の保険料に対してのみ発生し、契約内容変更などによるポイントの増減は発生しません。
- (4) 次の場合、当会社は、お客さまに付与したポイントまたは付与したポイントに相当する金額の返還を請求することができます。
 - ①お客さまが、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により保険契約が無効となったとき

- ②お客さまの詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により当社が保険契約を取り消したとき
- ③偽りその他不正な手段によりポイントを取得したことが確認されたとき
- (5) 当社は、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（ポイント付与の停止、対象保険契約の変更、ポイント付与率の変更などを含みます。）を行うことがあり、本サービスを終了または停止することがあります。お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。当社は、上記の変更によりお客さまに不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負いません。
- (6) 保険加入に伴う d ポイントの付与は、募集経費の削減効果などを d アカウントユーザーかつ d ポイントクラブ会員に還元する制度です。

II. d ポイントの使用

1. 対象商品

ドコモの火災保険（すまいの保険）

2. 対象者

対象商品の契約者

3. 使用条件

対象商品を契約する場合で、以下の条件を全て満たすときに使用することができます。

- (1) 保険料の支払方法を d 払いとすること
- (2) 保険料の支払時およびポイントの使用判定時期に d アカウントユーザーかつ d ポイントクラブ会員であること

4. 対象保険料

決済時の保険料

5. 使用可能なポイント

d ポイントの使用時に保有する有効な d ポイントを、1 ポイント単位(1 ポイント=1 円)で使用可能

6. 使用可能なポイント種類

通常ポイントおよび期間・用途限定ポイント

- (注) d ポイント（期間・用途限定）と通常の d ポイントを同時に保有している場合は、有効期間の終了日が早いものから優先して使用されます。また、有効期間の終了日が同一の場合は、d ポイント（期間・用途限定）から優先して使用されます。

7. 使用可能な上限

d ポイント利用が可能なポイントの範囲内

8. 使用可能な下限

1ポイント

9. 使用判定時期

決済時

10. その他の注意事項

(1) 保険始期日以降に解約(解除)により保険料の一部返還が発生する場合、保険料は全て金銭で返還し、ポイントは返還しません。

(2) 保険始期日より前に解約(解除)により保険料の返還が発生する場合、または契約の無効により保険料の返還が発生する場合、使用された分のポイントを返還します。

ただし、ポイント発行会社の事情等によりポイントによる返還が行えない場合は、金銭で返還します。なお、ポイント返還時にポイントの有効期限が切れていた場合または d アカウントユーザーもしくは d ポイントクラブ会員に該当しない場合は、当会社の責めに帰すべき事由がないかぎり、使用された分のポイントおよび使用されたポイントに相当する金銭を返還しません。

(3) 次の場合、当会社は、お客さまが使用されたポイントおよび使用されたポイントに相当する金銭を返還しません。

①お客さまが、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により保険契約が無効となったとき

②お客さまの詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により当会社が保険契約を取り消したとき

(4) ポイントを使用される場合、「保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約」が適用されます。

(5) 当会社は、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（ポイント使用の停止、対象保険契約の変更などを含みます。）を行うことがあり、本サービスを終了または停止することがあります。ただし、法令に基づき周知が必要な場合は、当会社のホームページを通じて周知します。お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。当会社は、上記の変更によりお客さまに不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負いません。

日新火災海上保険株式会社